

決算特別委員会会議録

日時 平成23年10月19日(水) 開会時間 午前10時01分
閉会時間 午後2時15分

場所 北別館507会議室

委員出席者 委員長 石井 脩徳
副委員長 山田 一功
委員 前島 茂松 皆川 巖 武川 勉 望月 清賢
鈴木 幹夫 望月 勝 白壁 賢一 齋藤 公夫
山下 政樹 早川 浩 永井 学 土橋 亨
飯島 修 望月 利樹 小越 智子

委員欠席者 安本 美紀

説明のため出席した者

福祉保健部長 古屋 博敏 福祉保健部次長 三枝 幹男 福祉保健部次長 市川 由美
福祉保健部参事 山本 裕位 福祉保健総務課長 鈴木 治喜
監査指導室長 遠藤 晋 長寿社会課長 布施 智樹 国保援護課長 中澤 卓夫
児童家庭課長 横森 梨枝子 障害福祉課長 篠原 昭彦 医務課長 吉原 美幸
衛生薬務課長 渡邊 伊正 健康増進課長 大澤 英司

県土整備部長 酒谷 幸彦 理事 山本 力 県土整備部次長 末木 正文
県土整備部技監 上田 仁 総括技術審査監 小池 雄二
県土整備総務課長 秋山 孝 美しい県土づくり推進室長 山口 雅典
建設業対策室長 秋山 剛 用地課長 市川 正安 技術管理課長 内田 稔邦
道路整備課長 大久保 勝徳 高速道路推進室長 三浦 市郎
道路管理課長 丸山 正視 治水課長 井上 和司 砂防課長 中嶋 晴彦
都市計画課長 市川 成人 下水道課長 小池 厚
建築住宅課長 松永 久士 営繕課長 和田 健一

警察本部長 唐木 芳博 警務部長 砂山 和明 刑事部長 保坂 廣文
警備部長 北村 正彦 生活安全部長 宮崎 清 交通部長 中澤 明彦
首席監察官 有泉 辰二美 総務室長 小野 和夫 警務部参事官 輿石 靖
生活安全部参事官 宮下 篤 刑事部参事官 佐藤 元治 交通部参事官 深沢 智明
会計課長 藤原 芳樹 地域課長 奥脇 勝美 少年課長 岡田 寿雄
生活環境課長 小林 仁志 通信指令課長 清水 一成 捜査第一課長 大村 保美
組織犯罪対策課長 松本 光義 交通指導課長 渡辺 文友 交通規制課長 川崎 雅明
運転免許課長 山下 實 警備第一課長 梶原 猛一 警備第二課長 眞壁 昌三

出納局次長(会計課長事務取扱) 吉田 泉

議題 認第1号 平成22年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件
認第2号 平成22年度山梨県公営企業会計歳入歳出決算認定の件

審査の概要 午前10時01分から午後1時29分まで福祉保健部及び県土整備部関係(午前11時51分から午後1時01分まで休憩をはさんだ)、午後1時36分から午後2時15分まで警察本部関係の部局審査を行った。

質疑 福祉保健部、県土整備部関係

(収入未済額について)

山田委員 今回、一貫して収入済額と不納欠損額との関係について、質問させていただいておりますのでよろしくお願いします。

まず県土整備部の県土の1から2にかけてでございますが、使用料及び手数料のところの収入未済額が収入済額に対して12.6%で、県土の2ページへ行くと、そのうち主に県営住宅の使用料の収入とその未済額の間を見ると、収入が79%で未済が21%ということで、事実上、8割しか住宅のいわゆる家賃が収納されていないという現状がわかります。その中で不納欠損額が今回46件ありましたが、これは先ほどの説明ですと時効の援用という御説明がありましたが、これは裁判による時効の援用という理解でよろしいのでしょうか。

松永建築住宅課長 お答えいたします。不納欠損処分につきましては、県営住宅の家賃につきましては私法上の債務という形になっておりまして、その中で訴訟によった場合は10年の時効ということでございます。今回のこの46件は人数でいきますと7名になりますけれども、すべて訴訟によったものでございますので、10年の時効により運用されたものでございます。以上です。

山田委員 ありがとうございます。そうしますと、同じく県土の2で、収入未済額の1万4,560件の約4億、3億9,000万円余ですが、このうち既に時効が来ているものと、今年度中に時効が来るものの実数を教えていただきたいと思っております。

松永建築住宅課長 時効につきましては、裁判により時効がつくのに10年経過ということでありまして、現在35名の方がその該当になる10年以上経過したものでございます。

山田委員 ということは、この人たちに裁判を起こされると、これもいずれ不納欠損になるということでしょうか。

松永建築住宅課長 既に裁判をしている方が35人、裁判を経た方で10年経過した方が35人ということでございます。

山田委員 じゃあ、わかりました。

次に、福祉保健部のほうに行かせていただきますが、福の1ページの分担金及び負担金のところで、やはりこれも収入未済額が収入済額に対して10.3%ということでありまして、この中に不納欠損額も1.4%ありまして、この360万円余ですが、これも先ほどと同じように司法手続を経たものなのかどうか、どの時点で不納欠損を認定したのか教えていただきたいと思っております。

鈴木福祉保健総務課長 これにつきましては、公法上の債権に当たりますので、地方自治法236条になりますが、これを適用しまして消滅時効5年ということになります。

山田委員 そうしますと、収入未済額の2,600万円何がしが当面あるんですが、これがいずれ、公法上の時効になる分が今年度、23年度どのくらいの金額があるんですか。

ようか。

横森児童家庭課長 申しわけございません、20年度以前で1,349件という数字をつかんでおりますけれども、来年度というものはちょっと把握しておりません。申しわけございません。

山田委員 じゃあ、後でまた教えていただければ結構でございます。
あと福の22～23ですが、昨今の社会情勢もあるので一概に厳しく質問しにくいところですが、母子寡婦の福祉特別会計なんです、この収入未済額が何と53.3%もあるのですが、この請求に関してどのような請求を、収納するための手当てをしているのか教えていただきたいと思います。

横森児童家庭課長 お答えいたします。電話ですとか文書での請求及び、それに応じていただけない方につきましては、訪問してお返しいただけるようお願いしておりますけれども、例えば母子福祉資金の場合には大体のものが修学資金でありまして、修学している間は資金を貸し付けをいたしております。それが終わりますのに3年とか4年とかかかって、その後から発生いたしますので、そここのところのつながりが切れないうちにいたしまして、なるべく借り終わってすぐに返していただくとそのままずっと続けていただくということが出来ますので、つながりが切れないうちということ、保健福祉事務所の職員が続けてやっております。

山田委員 よくわかりました。社会政策的な要素もあるので、一概にあまり非情な方法もとりにくいとは思いますが、ぜひ貴重な県財政の収入の一端でありますので、引き続き厳しく事務に対処していただきたいと思います。以上です。ありがとうございます。

(中部横断自動車道用地の確保について)

望月(勝)委員 県土の7ページの道路橋りょう総務費の中の中部横断自動車道の用地取得の質問ですが、これは22年度に全線を含めて用地の進捗率、どのくらいいったかちょっと教えてください。

三浦高速道路推進室長 中部自動車道の用地買収の進捗率でございますが、平成22年度の実績は用地買収面積が13万2,517平米、トータルで106万3,000弱の平米数でございます、全体の進捗率からすると91.7%でございます。

望月(勝)委員 そうしますと、用地のほうは22年度中で全体から見て何%ぐらいの進捗率ですか。

三浦高速道路推進室長 全体の91.7%が完了しております。

望月(勝)委員 そうしますと、あとは多少の残りがあるのですが、個人名とかそういうのは言えないですが、何カ所ぐらいそういう難しいところが残っていますか。

三浦高速道路推進室長 個人の名前はもちろんなんです、箇所数の数字、今、何カ所という明確な数字をお答えできなくて申しわけございません。やはり残ったものはかなり難しい内情となっておりますが、今、一生懸命それを解決するべく努力しているところでございます。

望月(勝)委員 工事のほうも大分進捗率進んでいますよね。その中で何か所か取得が難しい、個人等の問題があって難しいところもあるけれど、これらの取り組みは市町村との窓口の関係とか、用地取得のそういう事務所と市町村との関係は今どのようになっていますか。何か市町村でも難しいところは、待ってくれという感じになっている。地元の関係はやっぱり市町村がかなり対応がわかる状況もあるんですが、その辺と県との状況をちょっと教えてもらいたい。

三浦高速道路推進室長 原則としては、これは国の事業なので国の直轄が主として動いているのですが、用地その他は県が受託しております。県がその間に入って執行しているのですが、どうしても市町村の力をかりないと解決できない部分もありますので、市町村の協力をいただきながら3者が連携して協力しながら対応している現状でございます。

望月(勝)委員 確かに難しい個々の状況もあって、非常に今後の状況の中で執行状況難しいと思うんですが、こういう場合に中央道の都留のインターのところは、前に強制執行という形もありましたが、この中部横断道の中では出てくるんですか。状況はどうですか。

三浦高速道路推進室長 その件につきまして、現在、国土交通省が対応する、対応するというのは強制執行するとかしないとかではなくて、国土交通省の意思決定を待っている状況でございます。今、委員おっしゃられたように、余りそういう案件が長引くと事業に支障を来たしますから、そういうことも議論しなければならない局面もあるかもしれませんが、まだわかりません。

(木造住宅耐震化支援事業費について)

望月(勝)委員 わかりました。中部横断道路の関係はそれでいいですが、あと県土の16の関係で木造住宅耐震化の支援事業の執行費の中で、この22年度にこの耐震の行われた実績の状況、実績率を教えてください。

松永建築住宅課長 木造住宅耐震化支援事業の22年度の実績について、お答えをさせていただきます。まず耐震診断でございますが、これが548件でございます。それから、改修の工事のほうですけれども、これの支援につきましては36戸でございます。そのほかに建替事業につきまして、建てかえにつきましても補助をいたしておりますけれども、それが37件でございます。以上でございます。

望月(勝)委員 これを見ると、この耐震化の事業費の執行残がかなり出ています。それで予算と比べても、何か残のほうがかかなり多いものですから、各市町村がおそらくこの窓口になると思うんですけど、県としては申し込みの周知徹底をどのようにしているか。再度そういうところ指導体制を県としてもとる予定があるのか、ちょっとお聞きしたい。

松永建築住宅課長 御指摘のとおり執行残が多うございます。ただ、この木造住宅の耐震化というのは、非常に減災を図る上でも大事な事業だというふうに認識してございまして、少しでも多くの方に耐震診断、あるいは、耐震改修をしてほしいということで予算計上しておるところでございます。この事業は市町村が補助主体としてやっていただくというので、県はその補助する市町村に対して助成するというシステムでやってございます。なかなか市町村のほうにおいても実績が上がらないという中で、今年度からは個別に訪問して、県と市、あるいは、設計・建築士会のメンバーでこう

いったものを一緒に訪問しまして、個別にセールスといたしますか、そういったことをしながら、耐震化を啓発していくということも始めたところでございます。以上です。

望月(勝)委員

今回、東日本大震災、それから、台風12号、15号が出まして、東海地震とか、東南海とか、いろいろな連携地震等の発生状況もこれから懸念されるわけでございます。せっかくこうした耐震化の予算を組んで、県が市町村を窓口としてやってくれるんですけど、今言うようにどうも市町村における推進が、町民また市民に対して行き届かない点がありまして、なかなか申し込みの手続が難しいような状況も出ています。今までの決算を見ても、何かにつけて手続が難しく面倒くさいから嫌だとか、そういうことがあります。その辺の手続上の問題等も市町村をよく指導していただいて、簡略にして、市町村民が申し込みできるような、そうした推進をしていただきたいと思っておりますのでお願いします。

(子宮頸がんの予防接種について)

それから、もう1点、福祉保健部のほうで福の12ページですが、この感染症予防の中に子宮頸がんの関係の、おそらく予防接種ですか、この22年度の実績を教えてくださいなんですが。

大澤健康増進課長

子宮頸がん予防ワクチンの接種率でございますが、この事業については平成22年の11月末に国の臨時特例交付金というような形で、国の基金事業を活用した形での事業に移りましたが、その一方で子宮頸がん予防ワクチンについては、県の単独事業として平成22年6月の時点で、小6と中3を先行して接種するというところでございましたので、これをトータルで評価させていただきますと、小6、中3についてはおよそ接種対象者の83%程度というような実績でございます。

望月(勝)委員

これは実施のときの予算の中で委員会でもちょっと言ったんですけど、各市町村で子どもさんとか保護者の方、学校の先生方に知識的なものをしっかりと周知しないと、この子宮頸がん予防ワクチン接種によりまして、子どもたちがどうも病院に行って接種を受けるのは後に弊害が出るとか、後遺症が出たら困るとかいう声を聞いた状況もあります。あのときも県として、学校の教職員ですか、養護教諭とか、そういう人たちに指導、研修をするという状況でしたが、この22年度にはかなりそういうことも進めたのですか。

大澤健康増進課長

委員御指摘のとおり、この子宮頸がん予防ワクチンの有用性・効果等について、保護者あるいは学校の先生が十分理解してから接種をしていただくという必要がございますので、この6月の時点で新規導入を図る際、各種説明会等をさせていただきました。また、これについては引き続き説明会等普及啓発を図っていくように考えております。

望月(勝)委員

今、小6、中3ぐらいを対象にしたんですけど、これをこの前も高校生あたりまで、それから、小学校もちょっと学年を下げて小学校の中学年あたりからやらせてもらうようなことも言ったんですが、その計画もまた今後この22年度の実績見ながらお願いしたいと思います。以上で終わります。

(県営住宅の使用料について)

白壁委員

土木の関係で県営住宅の使用料についてお伺いしたいんですが、決算書が極めてわかりにくいです。収入明細がこのまま載っていて、現年課税分について何%で、過年度分について何%だということを全然書いてないから、よくわからない。現年

課税分についての滞納繰り越しは幾らで、何%で、過年度分についてはどうなっているのか。

松永建築住宅課長 平成22年度の滞納額でございます。現年度の滞納額が4,192万円余でございます。対しまして過年度の滞納額が3億5,078万円余でございます。

白壁委員 それで、現年課税について、過年度分について滞納繰越分、このうちの前年度の分の徴収は幾らして、何%だったんですか。

松永建築住宅課長 21年度の過年度分の滞納額が3億5,554万円余、その結果が昨年度が3億5,078万円余でございますので、500万円近く減ったということでございます。

白壁委員 一番徴収しやすいのは現年分だよね。一番徴収しにくいのは過年度分だけど、過年度分をそのまま置いてしまうと時効が来たり、10年の裁判で時効だとさっき説明がありましたが、少額訴訟法の関係で本年度徴収かけたのは何件ですか。

松永建築住宅課長 少額訴訟は私の記憶では、少額訴訟というのはたしか60万円とか、そういうことだと思いますけれども、私ども、今、県営住宅につきましては基本が12カ月対応ということでございますので、それをもとに本訴訟といいますか、訴訟法に基づきましてやっているところでございます。以上です。

白壁委員 訴えるべきを放置しながら、時間をかけながら裁判をして10年の訴訟でというのは、こういうことをするからだんだん過年度分がふえていって、3億5,000万円が500万円で、また来年度は今度現年課税分が加わってくるから、まただんだん減らずに徐々にふえていく。最後は皆さんのお金じゃない、税金です。その税金がだんだん集金できなくなっていって、また裁判ですとこの分を不納欠損にしていく。この繰り返しをずっとしているんですね。民間であればとっくにつぶれていきますよ。

収入が18億程度のものしかないものが、4億近いお金が入らない。返そうと思ったら、民間であれば返そうと思っても収入がないから、収入以上に貸し付けのほうが多いです。未収が多いんだから。一般的に言うと売掛金ですよ。売掛金というのは収入のめどがあるからだけど、相手が倒産している場合はそれは欠損になるけど、それでも収入がないから返済できない。返済できなきゃその会社は民間では倒産。でも、公共の場合これがないんですね。それで、保証人を立てていると思うんだけど、保証人に対する請求はどのくらいありましたか。

松永建築住宅課長 保証人に対しましては、現在、いわゆる滞納に対する督促を本人並びに一緒のときに保証人に対しても、適宜、文書等で納入のお願いをしているところでございます。

白壁委員 保証人か連帯保証かということで、どっちですか。

松永建築住宅課長 連帯保証人でございます。

白壁委員 ということは、責任があるから、その人の収入源泉なり何なりを、収入があるということを基本にしながら保証人になっているわけですね。だから、保証人として認められて連帯的に保証ができるということだ。その人に対してしっかりと請求しな

きやだめですね。そうすると、現年に対するいわゆる滞納繰越分というのはなくって、くると思う。そうすると、今度は過年度分に努力をしていって徴収業務をしっかりやっていくと、この6年の繰り越し、収入未済、両方とも入ってる収入未済というのは若干減ってくるということですか。

松永建築住宅課長 連帯保証人でございますので、そういった法的措置ということも視野に入れなければいけないわけでございますけれども、なかなか全国的な調査を主体にしましてもそういったところが少ないとか、そういったところもございまして、今、そういった法的な措置も視野に入れながら、例えば新規に連帯保証人になる方にそういった説明をきちんとするとか、そんなふうな対応をとっているところでございます。

白壁委員 山梨県というのは、何かしようと思うと全国に事例がありませんと。大体全国並みです、全国ではこんな状況ですと。そうじゃなくて、人口規模もあるだろうし、予算規模もあるだろうし、これだけの借入れがあったり負債があったりすると経常収支比率の問題もあるだろうし、いろんな関連事業の中で将来赤字対比率もある。いろいろ各都道府県みんな違うんですね。それを全国的な流れですから、本県も全国レベルの形でこういう形で逃しています。これはちょっとおかしいと思う。税収とこういう関係の使用料だとかは、毎年言われることだと思う。これはしっかりとやってほしい。こういうところで少しでもお金が入ってくるべきものが入らなくなると、いろんな政党の人が言うけど、公共事業は悪者じゃないかって言われるんだよ。こういうところも一生懸命ちゃんと徴収して、我々の生活基盤だとか災害だとかに耐えられる公共事業をしっかりやっていくんだって、言いたいじゃないですか。その辺について、部長の考えをお願いします。

酒谷県土整備部長 今、白壁委員から言われましたけれども、公共事業そのものは非常に厳しい状況の中であって、こういうふうな住宅関係できちっと家賃収入を上げていくという方向で行くべきだという話であります。我々としては少額訴訟という形を取り入れまして、少ない額でできるだけ少ない経費で、お金をとるような方向も検討したところでありますけれども、まだまだ努力が足りないということでありますので、これからも取り組みを強化していくことを考えております。

ただ、そうは言いますが、そこに県営住宅に入っておられる方で断続的ではあるんですけども、家賃を払っていただける方もおられますので、そういうところをどのあたりで手を打って、そういうところに持っていくのかというのが、非常に悩ましい問題もあることは事実であります。そういう意味で、公共の福祉というところも担っておりますので、その辺を考えながら、我々もできるだけ徴収していきたいと思っておりますので、これからも何かありましたらいろんな意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく御指導お願いいたします。

(医師確保対策の実施について)

山下委員 成果説明書、福祉の関係で85ページの9番、医師確保対策の実施について、医務費です。これが4億飛んで幾らかのお金なんですけれど、まず、とにかくお医者さんがいないということで一生懸命こうやって対策をしていただいているわけです。その中で、医師就学資金の貸付金というので、累計で365人にお金を貸しているということなんですけれど、山梨県の場合にはたしか月13万円ですかね。たしか他県の方が来た場合には5万円と。要するにお医者さんですから、13万円だと6年間で1,000万円近いお金になるということですね、そのお金を返すわけなんですけれど。

ほかの県だともうちょっと金額が高いわけですね。長野県あたりだとか、たしか2

0万円ぐらいです。じゃあ、なぜ金額を高くしているのかって、そこは僕も問い詰めて聞いたわけではないんですけど、いずれにしてもその部分の差について、まずその部分をどうお考えになっているのか。他県に比べて山梨県が13万円になっている、そのことについてまずお話を聞かせてください。

吉原医務課長

この医師就学資金につきましては平成19年度に創設をしまして、委員おっしゃるように山梨大学の学生に対するものは第2種といたしますが、これについては月13万円、それから、第1種ということで県外大学に通っている学生の方に対して、月5万円という制度としております。他県は、埼玉を除いて、今、46県で就学資金制度を創設して対応しておりますが、13万円につきましては、本県におきまして山梨大学が中心になりますが、学生が1カ月の生活をしていく、そういったところで教材を買ったりとか、そういったことを一応ベースにしまして13万円というような数字を掲げております。

この数字については多い少ないということはあるかもしれませんが、これまでのところ多くの方に貸与しておりますが、途中でこれを辞退をする、卒業して返還をしたという方はこれまで3人いらっしゃいますが、その3名とも第1種、いわゆる県外大学のほうに通われていて、卒業して、あるいは家庭の事情等で途中で退学され60万円から120万円返還をされましたが、13万円の2種につきましては返還という方はこれまでにございません。この方々については80%以上の方が県内の病院のほうへ勤められているということで、この金額でお貸しするというので、ねらいとして県内の定着というのは図られて一定の成果は出ているというのが私どもの考えです。

山下委員

わかりました。19年度に始まって4年、きっとまだ始まったばかりという部分あるんでしょうけれど、ほかの県が20万でやっていることも、1つ考えていただきたい。それとやっぱり山梨県から、長野県の信州大学とか、ほかの県の医学部へ行って、その方々にはあまり手当がないわけですよ。多分そういう人たちは、割合帰ってきやすいんだと思います。逆に山梨県出身が外へ。だけど、今やっているのは、ほかの県の人たちがこっちへ来て山梨大学へ行って、そして13万円貸してもらったりしている。今言うようにこのお金というのは、要するに5年とか10年いてくださいよという条件になっているわけです。だから、要するにそれが終わったら帰っちゃうわけですよ。

ねらっていくターゲットの中で、山梨県出身者が外へ出ている人が戻ってきてもらいたいのか、またはほかの県からこっちへ山梨大学へ来たけれど、お金がチャラになったら私はすぐにでも地元へ帰りますよというふうなのがいいのか。その辺のつながりの部分もあるのかもしれませんが、よくちょっとまたその辺を詰めさせていただいて、またぜひとも資料をいただきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

吉原医務課長

はい、わかりました。

山下委員

それと土木のほうで成果説明書146ページです。8番のところ富士五湖道路第二東名接続って書いてあるのが、右側に書いてある東富士五湖道路と「第二東海自動車道」、これ東名自動車道の間違いじゃないのかなと思いますが、どうでしょうか。

三浦高速道路推進室長

ここに表現しております第二東海というのは古くこういう表現していましたが、済みません、正式名称としてはこの「第二東海自動車道」というのが正式名

称となりますけれども、東名の呼び方を今度新東名と呼ぶという話は、最近、表に出された経過はあります。

山下委員 合っていればいいです。別に私はちょっと読んでいて気になっただけです。
(認知症高齢者への支援の担当課について)

福祉保健部にまた戻るんですけど、成果説明書の74ページの2番に認知症高齢者への支援という部分で、福祉保健部の事業というのはなかなか多岐にわたる部分があって、横の連携が多いものですから、これを見ても幅が広くて2課にわたってやる事業というのは結構あるんですね。ただ、僕はこの認知症高齢者の部分で、長寿社会課と障害福祉課が2課にわたってやっているという効率を考えると、1課にまとめてもいいのかなというふうな感じがしているんですけど、いかがですか。

布施長寿社会課長 委員御指摘の点でございますが、長寿社会課で介護、サービス事業者への研修だとか、相談体制の整備とかを行っていきまして、障害福祉課で認知症疾患医療センターの運営を行っております。そこのコーディネーターの設置につきましては、認知症疾患医療センター、また介護方面で地域包括支援センターにも配置をしまして連携を図っているところでございます。庁内の体制としましても長寿、それから、障害福祉課の連絡調整を図って、そごのないようやっているところでございます。

山下委員 これじゃないんですけど、行革アドバイザーの中でも、なぜ2課にまたがってやっているんですかという御指摘もあった部分がありますから、大いに検討してみることもあるんじゃないかなと思います。ひとつよろしくお願いします。以上です。

(県土整備部所管の歳入について)

齋藤委員 県土の1で歳入の関係ですが、予算現額514億円に対して調定が三百八十何億円という、随分、現額と調定の差があり過ぎるんですが、これはどうしてこんなに差が出ているんですか。

秋山県土整備総務課長 実は予算現額につきましては、当初予算、繰越予算が入っています。この収入済額は22年度中の収入でございまして、歳出のほうから見ていただきますと繰り越しが22年度で約270億円ございます。その分の財源、国からの支出金、そういうものがまた翌年度のほうの収入になってしまいますので、これだけ差が出ているということになります。

齋藤委員 繰り越しももちろんあるわけですが、そういうものもしっかり確認した中で予算を立てていくのではないですか。もちろん調定に対する収入済額の関係はいいんですが、予算減の予算立てるときに、もっと詳細なそういう形で表現することはできないわけなんですか。

秋山県土整備総務課長 歳出予算を組むときには当然それなりの財源が必要でございまして、そうした意味で歳入予算も組ませていただいています。また年度途中等でいろいろ諸事情がございまして、繰り越しが明らかになってきたものにつきましてはさらに補正予算の中で繰越明許費を設定させていただきまして、翌年度へ繰り越して使えるような形によって御承認をいただいております。その際には財源もそのまま翌年度に繰り越すという形になりますけれども、ただ、予算のほうはそのまま、歳入予算のほうは結局そういうことはしてございませぬということなんです。

齋藤委員 そうすると、基本的には繰越明許費になった額が多かったということなんですね。

秋山県土整備総務課長 22年度中で繰越明許費の設定が約250億円ございますので、このうちの例えば今期分の財源といいますと、やはり100億円以上ということになりますので、やはりこの予算現額と実際の調定額でこれだけ差が出てきてしまうということでございます。

齋藤委員 はい、わかりました。
(県営住宅建替事業費について)

じゃあ、次に住宅建設の建てかえの関係で、県土11にございます住宅建設4団地、5棟、251戸とありますが、これはどこどこの団地を建てかえたのか、教えてください。

松永建築住宅課長 お答えします。県営住宅建替事業につきましては、湯村団地C号館、これが72戸でございます。それから、この中には湯村団地のA号館の71戸除却等についてですが、これも入ってございます。そのほかに谷村団地の24戸、それから、甲府にあります千塚南団地44戸、それから、白根団地40戸の、これは設計業務でございしますが、この4団地5棟ということでございます。以上です。

齋藤委員 恐らくこれらは古い県営住宅で、すぐ耐震化をして建てかえをしなきゃならないというものだと思いますが、現在残されておる県営住宅の耐震化はどのくらい確認されていますか。

松永建築住宅課長 現在、県営住宅がたくさんございますけれども、既に耐震性のないものについては耐震改修をいたしてございまして、現在残っているものはすべて耐震化が満足しているということでございます。

齋藤委員 わかりました。もちろんしっかり確認されていればいいです。
(木造住宅耐震化支援事業費について)

次に先ほどの望月委員の質問に関連して、説明書の関係で木造住宅の建てかえの耐震の関係です。548戸、耐震の審査をしたということですが、現在、耐震の審査をする業者はもちろん設計の資格がある者でなければできないわけなんですけど、1戸当たりの審査の費用はどのくらいかかっているんですか。

松永建築住宅課長 耐震診断には昨年度548戸ということですが、これの事業費としては1戸、1件当たり3万円ということでやってございます。以上です。

齋藤委員 耐震は3万円ですが、それに対して改修されたものが36戸ということで、非常に少ない。この耐震の診断をして、どこまでの基準に達したものに対して改修の補助金が出るんですか。

松永建築住宅課長 耐震診断をいたしますと、いわゆる強さの数字が出てございます。これが0.7以下ですと非常に倒壊する危険が高いと。0.7～1.0の間もやや危険性があると。1.0以上になりますとおおむね大丈夫ということございまして、現在、工事をするときには、0.7未満の住宅について1.0以上にするように、そういったことでもって補助制度をつくってございます。以上です。

齋藤委員 その補助制度の中で、耐震率の高いものと低いものに対する補助率が違うということを知っておりますが、どこでどういう形で違うのか、その辺をちょっと教えて

いただけますか。

松永建築住宅課長 補助率でございますけれども、まず一般的な耐震改修の事業につきましては、一般の世帯につきましては60万円の限度額で、これを市が補助したときに県が10万円その当該市町村に補助するという制度でございます。そのほかに高齢の方がいる世帯、あるいは、東海地震の指定されている震度が6強以上の地域のある市町村で、これが14市町村ございますが、高齢者または指定する地域の住宅の場合は、少し割り増しをいたしまして80万円を限度ということで、市町村と県で40万ずつという負担割合で補助をしてございます。

そのほかにいわゆる昔の建物がございます。これは、現在、例えば基礎なんかは今は基礎を掘ってアンカーボルトできちっとつなぐんですが、昔の古い建物ですと石の上に置いただけということもございまして、これを全部今の基準に当てはめようとするれば、非常に耐震の係数が1.0以上ということは、非常に難しいということもありまして、非常にお金がかかるということでございます。こういう場合については、1.0以下の場合でも0.7以上になればいいでしょうということで、そういったことに対しても補助をいたしてございます。以上です。

齋藤委員 実は耐震をするにつけて、耐震の額がとても60万円なんかではおさまらない。現実には、完全に耐震化をするには少なくとも100万円単位かかっちゃうということをお聞きです。ですから、耐震をしたくても補助率が少な過ぎてできないということをお聞きしますが、その辺の考え方はいかがですか。

松永建築住宅課長 先ほど申し上げたとおり、補助につきましては60万円が一般で、高齢者等の場合は80万円ということでございますが、いろんな調査もございまして、一部の調査では事業費が180万円くらいというふうな調査もあったり、あるいは、我々ちょっと前に調査したところ、設計費等も含めて200万円を超えるという調査結果もございまして、どの程度補助をできるかということでございますが、今申し上げた60万円、80万円という制度は、恐縮でございますが、ほかの他県と比べましてもそれほど少ない金額ではないと思うんですけれども、いろんな情報があればそれを承るんですけれども、一応、そんな状況かなというふうにお考えしております。

石井委員長 齋藤委員に申し上げます。質問は簡潔にお願いしたいと思います。

齋藤委員 はい、簡潔にします。耐震化の対象になるのは何年からという、何年以前のものということがありますが、それをちょっと教えてください。

松永建築住宅課長 昭和56年6月から新しい耐震基準になってございますので、昭和56年5月末以前に着工した建物が旧耐震基準ということでございますので、これらの住宅に対して耐震診断等をお願いしているところでございます。

齋藤委員 そうすると、県内に昭和56年以前に建てられておる住宅がどのくらいあると試算していますか。

松永建築住宅課長 これちょっと古いデータで恐縮でございますが、平成17年度末の推計でございますと55年以前の住宅は10万2,700戸ということで推定いたしております。これは私どもの耐震改修促進計画という計画をつくってございまして、それをもとにして、今、答えさせていただいてございますけれども、その当時10万2,700

0戸でございます。

齋藤委員 例えば10万2,700戸ある中で、耐震をする人がわずか56戸というようなことで、果たして大地震を想定している山梨でこれでいいなのかということを中心に心配します。これをもっと促進してやろうという考え方はないですか。

松永建築住宅課長 御指摘のとおり、先の東日本大震災、これらを教訓にいたしますと東海地震の危険性のある本県でございますので、この木造住宅の耐震化というのは非常に重要な課題だと認識してございます。そのためにいろいろな補助制度等をやったり、あるいは、市町村に協力といいますか、いろいろと同じ認識を持つように、そんなことで市町村長さんともお会いしながら、そういった機会も持っておりますので、できるだけ多くの住宅が耐震化されるよう、これにつままして一生懸命やっているところではございますが、結果がなかなかついてこないで残念なんです、様子を見てやっていきますし、これからも引き続き対応したいと考えてございます。以上です。

石井委員長 もう一度申し上げます。委員並びに執行部に申し上げますけれども、質疑・答弁は簡潔にお願いします。

齋藤委員 それでは、とにかくそれはしっかりやってもらいたいと思いますが、耐震審査を受けるにつけてなぜあまり審査が進まないかということ、家の中入って天井へもぐったりとか、要するにいろいろな家の中へ入っていろいろするのが嫌だと、見てもらうのが嫌だという人が多いんですよ。ですから、56年以前に建てた建物というのは、恐らくほとんどが耐震基準に達していないと見ています。もう少しそういうものを緩和して、耐震しやすいような制度をつくってやってもらいたいと思いますが、その辺の決意のほどをひとつお聞かせください。

松永建築住宅課長 御指摘のとおり、耐震診断をしてきちんと診断するためには、建物の中に入って壁の状況等がある程度、すべて隅から隅ではございません、1部屋、2部屋、ちょっと押入れのところから裏側をのぞくとか、そういったことが必要になってございまして、委員御指摘のそういったものが非常におっくうだという声もいただいておりますが、やはりそもそも大丈夫なのかどうかという、ある程度きちんとした見解を出すためには、科学的な知見に基づきまして見解を出すためにはそういった調査も必要でございまして、その場合、先ほど申しました個別訪問等において、御説明もいたしておるところでございます。以上です。

(主要渋滞ポイントの解消について)

飯島委員 成果説明書143ページの県土整備部の数値目標の達成状況という欄がありますが、主要渋滞ポイント全47カ所のうち解消箇所の割合ということで、基準値が平成18年の42.6%、目標値、現況、進捗状況比率とあるんですが、平成18年の基準値42.6%から平成22年は55.3%に目標が業務の遂行で上がったという理解でいいですか。

大久保道路整備課長 おっしゃるとおりでございまして、3カ所改善をしております。

飯島委員 それで、この渋滞の箇所というのは47カ所ありますから、今、説明で3カ所といたしましたから割合がわかりますが、やっぱり今後も何カ所、パーセンテージだけではなくて、この箇所が解消されたというような表示もしていただきたいと思う

わけです。あとこの47カ所のリストですね、それを後でもいいですからいただきたいと思います。あと、これの手をつける優先順位、それから、残りの手のつけ方とか、そんなのが今わかりでしたらお願いしたいと思います。

大久保道路整備課長 主要渋滞ポイントは主に幹線道路等の交差点がほとんどでございます。この解消方法としましては直接交差点を改良する方法、あるいは、バイパスをつくる方法、そういうことでやっております。現在、解消したものについては直接交差点改良、あるいはバイパスでやっております。今後については新山梨環状道路や国道のバイパス等で進めております。優先順位と今言われましたけれども、この渋滞が長い区間等を優先的に進めておりますが、個々の交差点において特にビルとか住宅が密集しているところというのは、どうしても渋滞が厳しいところでも整備が出来るという場合がございますので、そういったところは今言ったようなバイパスや、あるいは環状道路等の整備で対応しているという状況でございます。以上です。

飯島委員 ありがとうございます。後でいいですから、今おっしゃったようなものを文書というか、リストというか、書いたものでいただきたいと思います。

(土砂災害情報双方向システムの整備について)

次に、同じく成果の153ページですが、土砂災害の情報双方向システムの整備についてです。台風12号、15号でかなり南部富士川地方はつめ跡を残しているわけですが、こういった県民の末端と県の施策がマッチングするというのは、とても重要でいい方法だと思います。具体的に構築に着手したという書き方がありますが、どういふシステムで、どんなふうになっているのか、わかりやすく簡単に御説明をお願いしたいと思います。

中嶋砂防課長 ただいまの件でお答えします。土砂災害については土砂災害警戒情報というものを、県民のほうに气象台と共同で発表しています。それと同時に土砂災害の兆候や土砂災害の発生、そういったものを携帯電話のカメラ機能やGPS機能を活用して、一般の県民の方から県のほうへ通報していただく。また、県ではこれをデータとして蓄積するとともに情報として流す、そういった情報システムの構築に向けて着手しているというところでございます。

飯島委員 始めたという、着手したということですから、今後、期待するわけですが、もう携帯は1人1台という、1台以上という時代ですから、ぜひ構築していただいて、相互間の交流を密にして有意義なものにしていただきたいと思います。

(乳幼児医療費の窓口無料化について)

次に、福祉保健部の問題、案件ですが、成果説明書72ページの乳幼児医療費の窓口無料化について若干お伺いしたいと思います。たしか平成20年4月から導入されていると理解していますが、やはり22年度は前年度に比べてかなり利用者というか、金額もふえたと思いますが、その辺の比較について御説明をお願いします。

横森児童家庭課長 お答えいたします。委員御指摘のように窓口無料化は平成20年度からでございます。それ以前は窓口ではなくて償還払い方式ということで行っておりました。平成22年度は給付延べ件数が67万4,692件、補助金額といたしましては6億74万円でございます。前年21年度給付延べ件数が62万1,078件、同じく補助金額は5億4,357万6,000円でございます。

飯島委員 窓口の無料化というのはとてもそういう医療費の増大もあって、今後、厳しい状

況もあるんですが、「暮らしやすさ日本一」という錦の御旗を掲げている中で、とてもいいサービスだと思いますので、ぜひ続けていただきたいと思うわけです。しかし、他府県を見ると児童生徒だけではなくて、小学生以下でもなく中学生ぐらいまで対象となっている県があるかと思います。我が県の状況は厳しいかもしれませんが、そういった県と比較してどう思われますか。

横森児童家庭課長 今、現在県のほうの補助といたしましては、通院につきましては5歳未満4歳まででございます。入院につきましては未就学児童ということで小学校入る前ということでございます。これで始めておりますけれども、ほとんどの山梨県内の市町村では、大体中学校3年生ぐらいまでは無料化というものを進めております。ただ、山梨県でそこまで上げたという御要望は何年もございますけれども、経費の問題もございまして、それにつきましてはほかの医療費等もございますので、県全体の中で考えていくということで、現況は今お話ししたような状況でございます。

飯島委員 いろんな場面で状況が変わることもあるので、見直してみたいなこともあるかもしれませんが、ぜひいろんな状況を勘案して切り捨てるようなことはしていただきたくないと思います。

(がん診療連携拠点病院の機能強化について)

最後に1点、成果説明書83ページのがん診療連携拠点病院の機能強化のところで、中身の文章で「これにより」というところからいくと、患者やその家族からの診療所の相談等が電話で453件、面談で779件行われるなど、地域の医療機関との連携に寄与したとあります。先ほどの望月委員のお話でもありましたように、子宮頸がんのこととか、今回、私もかかわらせていただいていますようにがん条例とか、がんについてとてもいい取り組みがされているなど思うんですが、こういった患者さんの言葉、相談とかいったものを生かしているかどうかということをお伺いしたいです。こういった電話の案件とか面談といったものは、記録を回覧したり、共通の情報として取り扱いはしているんでしょうか。

吉原医務課長 がんの患者さんの相談機能でございますが、県には今年度富士吉田市立病院が1つ加わりまして、県立病院も含めて4つの地域連携拠点病院がございまして、拠点病院の機能として相談機能というのが位置づけられているわけございまして、こういった相談をしておりますが、個々の患者さんの状況につきましてはやはり個人情報ということがございますので、それはドクターと患者さん、あるいは、相談をする担当者と患者さんの関係で終わるわけでございますが、一般的な話としましてやはり連携病院同士の研修会ですとか、協議会という組織もございまして、個々のこういう患者さんということではなくて、一般的なお話としてそういった研修に活用するとか、こういった事例があったとかということでは病院間においても情報の共有ということもする中で、できるだけ患者さんの立場に立った医療ができるような取り組みは各病院で整備してございます。以上でございます。

飯島委員 ありがとうございます。がんの患者さんはとても神経質というか、ナイーブな問題でありますから、人に聞くよりは例えばインターネットで調べてみて、こういった情報ももらって安心するとかということがとてもあると思います。もちろん個人情報ですから取り扱いは本当に慎重にしなければいけません、一般的な質問、こういうことがあってこういう対処をしているとか、そういったものを県のホームページで開示するということは考えられませんか。

吉原医務課長 それぞれの病院のほうとも委員の今のお話を承って、相談をする中で考えさせて

いただきたいと思えます。

飯島委員

今、インターネットという便利なものがありますから、ぜひやっていただきたいと思えます。あと、そうはいってもインターネットを使える方ばかりじゃないので、こういったがんに関することを紙ベースで。今、いろんな部署でもペーパーレスはずっと提唱していますから、そういう政策に逆行すると言われればそうなのかもしれませんが、地域でも高齢者の方というのは「インターネットを見ればわかるよ」なんて言っても全然わかりません。逆に本当に難民というか、回覧板で回して、こういうことがあるからやってくれということをしなきゃいけない時代ですから、そういったことも考えていただきたいと思えますが、最後に御答弁をお願いします。

吉原医務課長

ただいまの御意見も含めまして、検討させていただきたいと思えます。

(臓器移植等推進体制整備費について)

土橋委員

大きな金額ばかりで、今度ちょっと小さな金額になりますが、ただ、記事とすると大きい話だなというのが、御存じだと思いますが、先週新聞に大きく出た脳死下の臓器移植のことで、福の13ページに473万円という臓器移植についてのお金が出ていますが、何に使ったかを教えてください。

吉原医務課長

臓器移植に関しましては、県のほうで1つはコーディネーターを医務課の非常勤職員として採用しておりまして、それに係る人件費。それから、先生のほうにも大変御協力をいただいておりますが、臓器移植の推進財団への助成、それから、アイバンクへの助成、こういったものが主な内容でございます。

土橋委員

たしか臓器移植推進財団、ことし年間60万円。小林さんの給料ということで473万円ということなんですけど、一昨年、空君がアメリカへ行って手術をしてるのにかかったお金が1億5,000万円。みんなで集めようといっても、いざとなると1億5,000万円一生懸命集めなければ外国へ行けない。山梨県で初めて脳死下の移植手術が行われたわけなんですけど、例えば吉田のすぐ先の小山町というところへ行くと、亡くなった人がほとんどの方が角膜を移植する。日本一だということですからごく有名な町です。それで、例えば「亡くなりました、なお、角膜移植をしました」って放送で流すくらいの町になっている。

福祉保健部の方だったらみんなが知っているとおりに、WHOが一昨年のニューージーランドの大会で決議されて、自分の国のことは自分でしなさいと。金だけ集めてアメリカ行って手術してくればいいんじゃない。ヨーロッパへ行って、オーストラリアへ行って手術してくればいいじゃなくて、自分の国のことは自分でしなさいと、決議されている。ということは、例えば空君たちがたまたま今回は移植をできたけど、それもだんだんだめになるということになる。

そしてどうなるかという、今、臓器移植法がどんどん改正されて、昨年も改正されてよくなっているんですが、それをみんなが余りにも知らない。そうすると、ここはコーディネーターのお金と財団に60万円ということじゃなくて、もう少し県を挙げて啓蒙活動する。山梨県はすごいと、1例あれば全国で一気にランクが上がってきます。逆に例えば周産期の場合なんかで、赤ちゃんが1人助かればすごくよくなるけど、1人亡くなっただけで全国でワースト何位になる。人口が少ないだけにそういうことがあるわけなんですけど、山梨県がそういうものにもっと力を入れるための予算と宣伝をやってもらいたいと思うんですけど、この辺のところはどうでしょうか。

吉原医務課長 委員おっしゃるように、やはり臓器移植を推進するためには1人でも多くの方にドナーカードを持っていただいて、意思表示をしておいていただくということが一番大切で、そのためにはまず臓器移植について理解をしていただき、その上で意思を明示していただくということになろうと思います。そういう意味で、お一人お一人にやっぱりこの制度について知っていただくというのが一番大事だと思います。そういう意味では、今回の県内初になります。脳死下での臓器提供が行われたということで、各マスコミでも大きく連日にわたって報道いただいたということで、県民の方々がそれぞれ身近なこと、自分のこととして御家族でお話をしたりということをしてきているということで、そういうことではかなり理解を進めていただくためにはなったのかなと思います。

県としてもこれまでも臓器移植財団の先生方と一緒に、10月は臓器移植の推進月間でしたが、例えば街頭キャンペーンをショッピングセンターでやったりとか、あるいは、11月、県民の日がございしますが、そこでもやはり来ていただく方々にドナーカードやパンフレットを配ってお知らせをしたり……。

石井委員長 執行部に申し上げます。簡潔にお願いします。

吉原医務課長 ということで、取り組みを今後も進めていきたいと思ひますし、県の広報費なんかを活用しながら、これまで以上に積極的に取り組んでまいりたいと思ひます。

土橋委員 ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思ひます。私は、今言ったショッピングセンターでの開会式にも行ったり、今度の県民の日の現場にも行って、皆さんと一生懸命宣伝をしますけど、もう少し行政がかかわってくれたら、1例あただけで、新聞へ出ただけで、これだけ反響があるということで、ぜひもう少し力になってもらいたいと思ひます。

(休 憩)

(住宅新築資金貸付金について)

小越委員 まず、県土整備部の決算報告書の209ページ、住宅新築資金貸付金です。これは、教育委員会のおきにもお伺ひした同和対策の住宅新築資金の貸し付けです。この金額1億3,200万円三角でマイナスになっておりますけど、これは1億3,200万円返還されたということだと思ひんですが、それはどこの市町村からなのか。1億3,000万円の内訳をまずお願いします。

松永建築住宅課長 お答えします。住宅新築資金の返還につきましてですが、この1億3,200何がしにつきましては、甲府市約1億2,000万円、それから、都留市で620万円、甲斐市のほうで旧竜王町分で270万円と、それから、旧双葉町分で370万円ほどでございます。以上です。

小越委員 この1億3,000万円、特に甲府市は1億2,000万円もあるんですけども、これはすべて借りた方々から実際に返還されているんですか。それとも、甲府市や都留市が立てかえて払っているんでしょうか。

松永建築住宅課長 甲府市の分、そのほかもそうなんですが、これは県のほうで原資を貸し付けた分を市から返していただいているということでございまして、実際には貸し付けたところが市でございまして、一般の県民に市が貸し付けたわけですから、その借

りられた個人から市のほうに返す償還については、多少の滞りはございます。以上です。

小越委員 だから、結局、市町村が立てかえているんじゃないかって言っているんです。それとも本人たちが払っているんですか。

松永建築住宅課長 本人が払っている分と、プラス市が立てかえている分という形になります。

小越委員 甲府市なんかでは、市が立てかえて払っているのがほとんどです。これは先ほどの県営住宅のところでは滞納の金額のやり方がありましたけれども、県は各市町村が実施主体というか、県が原資を持っているだけだというんですが、実際は人数が何人借りてらっしゃって、累計幾らで、滞納が幾らなのか、どのようにつかんでいらっしゃいますか。

松永建築住宅課長 貸し付けの件数でございますが、全部で1,181件ございました。貸し付けの額でございますが、甲府市、都留市、甲斐市、それから、北杜市合わせまして約5億7,000万円ほどでございます。

小越委員 この55億円、1,180件のうち、遅滞なく返還している方々はどのくらいいらっしゃるんですか。

松永建築住宅課長 申しわけございませんが、個人の情報は持ってないわけでございますが、それぞれの市町村の償還率というものが大体60%~78%、高いところで78%、平均で64%という状況でございます。

小越委員 ということは、これからの見通しですけれども、いつまでこれが続いていくんでしょうか。滞納していると延滞金とか、そういうのもついていくんでしょうか。その金額はどのくらいになるんでしょうか。

松永建築住宅課長 償還の期間でございますが、甲府市が平成39年度、都留市が平成26年度、甲斐市が平成35年度、北杜市につきましては既に償還済みでございますし、先ほど申しました都留市につきましても今年度償還が済んでおります。もう一回言いますと、甲府市が平成39年度、甲斐市が平成35年度分と平成26年度分と両方あります。以上です。

小越委員 それにしても、60%~78%という数字はほかのに比べましても低いと思います。先ほどの県営住宅もそうですけれども、これについてはほとんど市が立てかえている。個人からほとんど徴収できない。徴収していないということもよく聞いております。それについては、例えば先ほどありましたけれども、連帯保証人とか、または裁判の訴えとか、そういうことは考えないんでしょうか。

松永建築住宅課長 県としても市町村に対しましては、市町村でつくっている償還率向上計画などに従って、適切に取り組みをしていただくようにということでお話しはしてございますけれども、そういう中で県として市町村に連帯保証人からどうのこうのということは、事業主体が市町村でございますので、特別そこまでのお話を具体的にやっているわけではございません。以上です。

小越委員 教育委員会のときもお話もありましたが、同和対策のこの事業はかなり不透明で

す。そして、償還率がすごく低いです。それに対してこの住宅新築資金は、県はお金をを出しているだけだから、市町村がやってくださいというので本当にいいのかと思います。55億円、1,180件も貸し付けていながら、どのくらい償還なのかしっかりつかむべきだと思っております。同和の問題は県土整備部、教育委員会だけでなく、県庁全体として同和対策、毅然とした態度をぜひとってもらいたいと思います。

(県土整備部所管の一般会計歳出決算の状況について)

次に、決算の説明資料、決算概況のところで見ますと3ページ、一般会計歳出決算の状況です。土木費は22年度、支出総額に占める割合16.3%、21年度に比べてやや下がっております。しかし、全国平均よりまだ高い。総務省の決算状況調べによりますと、山梨県の土木費の割合は全国昨年第2位だとお伺いしております。支出済額、土木費、県土整備部でいくと776億円、繰り越し275億円、合わせると1,051億円の支出になるんですけども、昨年公共事業の補正が次々と、6月、9月、2月と行われました。その中で景気対策ということで行われたんですけども、景気対策の公共事業の執行額と繰越額はお幾らになるのでしょうか。

秋山県土整備総務課長 平成22年度決算の繰越額でございますけれども、全体が277億円余でございます。そのうち経済対策分として繰り越しましたのが56億1,000万円余で、あとは一般分として221億円余となっております。なお、予算的には経済対策分が22年度全体で91億円余でございました。

小越委員 ということは、景気対策の公共事業の執行が約91億円、そして、繰り越しが56億円、足して140か150億円という理解でよろしいですか。

秋山県土整備総務課長 補正予算の予算額が91億円に対して、繰り越したのが56億円ということになります。

小越委員 それで、この支出済額776億円のうち、景気対策としてかなりいろんなことをやっていると思うんですけど、景気対策としての県土整備部、公共事業の執行は幾らなのか、繰り越しが幾らなのかわかりますか。

秋山県土整備総務課長 国の経済対策に伴いまして補正をした額につきましては、先ほど申し上げた額で91億円です。91億円予算を組みまして、そのうち56億を繰り越してございます。

小越委員 91から56を引いて、約40億円欠けるくらいを執行したということでもいいですか。いいですね。そうしますと、91億円から56億円を引いた約四十数億円が景気対策の公共事業としてやられたということになりますね。その辺の金額は21年と比べて多いんでしょうか、少ないんでしょうか。

秋山県土整備総務課長 21年度と比べてというお話ですけども、21年度は経済対策分として22年度へ43億円繰り越しています。それより若干多くなります。

小越委員 この監査員の決算審査意見書の23ページ、性質別歳出決算の対前年度を見ますと、投資的経費の普通建設事業費で、そのうちの単独事業費が20.5とふえております。監査委員の意見書の前のほうにもあるんですけど、投資的経費が前年と比較してふえていると。これが単独事業の増加によるとあるんですけども、県土整備部関係でいきますと、この列挙されている記載が金額的にどのくらい当てはまる

んでしょうか。

秋山県土整備総務課長 決算審査意見書の23ページ、投資的経費の県全体でこのうちの県土整備部分が幾らかということでございますけれども、今、手持ちの資料を持ち合わせておりません。

小越委員

後で幾らになるかはまた教えてください。そうしますと、農政部のときもお伺いしているんですけども、この監査委員の意見書のところに、投資的経費の増大が後の公債費の負担に響くのではないかとということで、心配されている記述があります。この決算審査意見書の6ページになります。投資的経費1,070億円、前年と比較してふえている。これは単独事業増加によるものであると。それが単独事業はこういう借金をつくっていく、後年度の公債費の負担につながるものが心配されるので、その数字のところは、じゃ、もう一回、次お伺いしておきたいと思います。(不用額が生じる原因について)

今度は、福祉保健部に参ります。福祉保健部のここの説明資料のところに不用額が載っております。ひとり親家庭医療費助成事業執行残4,100万円、それから、乳幼児医療費7,300万円。この説明資料には載っておりませんが、監査委員の意見書の中には、重度医療の医療費助成の不用額2億394万円が載っております。この3つ合わせた医療費の助成の不用額が、約3億円残っております。21年度も20年度もこの傾向変わらないんですけども、このように不用額が残るのはどうしてですか。

篠原障害福祉課長 重度心身障害者の医療費助成事業など、大きな執行を不用とする金額が出ておりますが、これは実際に医療にかかった時期と支払いの時期がずれるということ、それから、前年度の実績のうち高いほうを目安に予算を組んでいると、そういう事情がございまして結果として大きな金額が残っております。

小越委員

支払時期がずれるというんですけど、毎年このくらい億単位で残っているんですよ。ということは、毎年このくらいの予算を見積もっておきながらも、やはりこのくらい残るんですよ。それはやはり、やたらたくさん受診しているわけではなく、ひとり親家庭のときにもお話がありましたけれども、必要な分だけしか受診していないからだと思うんです。この3億円というのは、ペナルティの問題があるかと思うんです。ペナルティの金額とほぼ匹敵するくらいの不用額が毎年残っているんですよ。ペナルティについては、国に対してこちらから要望とかしているんですか。

篠原障害福祉課長 これまでいわゆるペナルティの解消につきましては、さまざまな場で国のほうに要望をさせていただいております。今後とも知事会の場、あるいは、民生主管部長会議の場などを使いまして国のほうに働きかけをしていきたいと思っております。

小越委員

ペナルティが来ているからやめるとかではなく、これだけ不用額も残っていますし、制度そのものをやっぱり今までどおり維持していくべきだと思っております。

それから、次ですけども、決算意見書の最後のページになります。69ページ、基金の項です。69ページを見ますと例えばたくさん福祉部関係の基金があるんですけども、例えば山梨県の妊婦健康診査支援基金、前のところの不用額も残っていますが、1億円くらい妊婦健診の不用額が残っております。基金にしますと2億4,000万円もあるんですけども、これはどうしてですか。

大澤健康増進課長 平成22年度、妊婦で妊娠をされて届け出された方が6,800人弱、6,792人ということでございます。この事業につきましては従来から市町村が行っていた分5回と、この基金事業として9回ということで、合計14回分につきましては妊婦の方が公費で妊婦健診を受けられるということでございますが、一方で届け出の時期によりましては、12回程度となり、必ずしも14回分を必要とされない方や、あるいは、状態によって早く出産されたというような方で、必ずしも14回満たない方もいらっしゃるということでトータルとして乖離が出ておりますが、予算的には一応、届け出があった方が14回受けられるようにという形で計上しておりますので、ちょっとギャップが出ているということでございます。

小越委員 1回の妊婦検診の負担というか、補助金額はお幾らですか。

大澤健康増進課長 1回6,000円、プラスHTLV-1とクラミジアと合わせて、それは別枠で4,000円程度、平成23年度からついているという感じでございます。

小越委員 課長から14回使わない、12回の人もあるからってお話がありましたけれども、それよりも多く基金が残るのは6,000円しか出さないから。本来、全部の妊婦健診のお金を出すべきなのに、1億円不用額が残って基金が2億円も残るといのは、使い勝手が悪いのか、使っていないのか、県のシステムが悪いのかとしか思えないんですがいかがですか。

大澤健康増進課長 従来5回だったのを14回にふやすときに、国の審議会等で有識者から妊婦の安全なお産の観点から、14回という形でこれを設定したところであります。そういうところですが、必ずしもこの時期等によって14回すべて満たない方もいらっしゃるのかなと思います。一方で、この金額等については従来からの経緯を踏まえまして、母子保健法に基づきまして実施主体であります市町村長さんにこの金額でというところを設定していただいて、それを県がサポートするという枠組みで進んでいるというような形で実施しております。以上でございます

小越委員 妊婦健診も残っております。それから、例えば次のページ、70ページの山梨県介護基盤緊急整備等臨時特例基金。これ22年度末現在高で21億3,000万円残っています。多分、特別養護老人ホーム入所を待ってらっしゃる方は、山梨県内で7,000人近くいらっしゃいます。6,800人。その中でこの介護基盤緊急整備等臨時特例基金が21億円も残っているのはなぜですか。

布施長寿社会課長 この基金につきましては、23年度、今年度まで使えることになっておりまして、これまでも介護保険事業計画に基づきまして執行させていただいているところでございます。特別養護老人ホーム等の整備につきましても23年度の整備が非常に多うございまして、23年度かなりの執行が進み、有効に利用できるものと考えております。

石井委員長 小越委員に申し上げます。発言の公平性の意味から他の委員の発言機会が得られるようお願いいたします。

小越委員 では、23年度にそれを整備されるということになりますと、この6,000人近くの特別養護老人ホーム待機者が、それで解消されるということですか。

布施長寿社会課長 委員御指摘のように、ことし4月1日現在の特別養護老人ホームの申込者でま

いますと6,800人という数字でございます。その中で、特に在宅の方が4,000人で、その中で要介護4、5と非常に重い要介護度の方が1,300人ほどいらっしゃいます。その方々につきまして今期の特別養護老人ホーム等の整備、今、鋭意進めているところでございますけれども、それから、毎年の入所者の方で新しく入られる方が約900人という数字と承知しておるところでございますが、そういう中で順次お入りいただけるように尽力をしてみたいと思います。

小越委員 どの基金も、妊婦健診のところはそもそも本人たちにとってみると、お金がこんなに残っているのに、なぜ自己負担が多いのかわかりませんし、特別養護老人ホーム待ってらっしゃる方がたくさんいるのに、こんなにお金が残っています。ここの福祉保健部関係の基金だけでも、ざっと100億円以上あると思うんです。今年度、再来年度ぐらいに基金がもう終わりになってしまうものもあると思いますが、先ほど会計検査院もこの執行率のことを問題にしていたのですが、残った場合どうなるんですか。全部返還するんですか。

鈴木福祉保健総務課長 基本的に終了年度が基金ごとに定まっておりますので、その時点で清算して、残金がある場合は国に返還してまいります。

小越委員 その金額はまた後日お伺いしますけれども、せつかくある基金が100億円以上もあるのに使わないで返還するというのは、そもそも執行のやり方が、その基金の組み立て方が悪いのか、いや、山梨県のやり方が悪いのか、またそこはぜひ調査をしてみたいと思います。
(県立病院について)

最後に、県立病院のことでお伺いします。この説明概要のところへ行きますと、県立病院への県からの繰出金、福の13ページ、県立病院機構運営事業費38億円を繰り出しております。独立行政法人になって38億円ですが、21年度は幾ら繰り出しして、幾らか減ったんでしょうか。

吉原医務課長 21年度は県立病院ということで、地方公営企業法に基づいて繰り出しをいたしておりますが、その額は38億円でございます、今年度の38億円とほぼ同額でございます。

小越委員 38億円、ほとんど変わらないんですけれども、病院を建てたときに企業債の元利償還、建設費の借金返済は38億円のうち幾らぐらい充てているんですか。

吉原医務課長 元利償還金は27億円ほど病院のほうで償還を県を通しておりますが、それに対する県からの繰り入れということでございますが、元金分で11億円、利子分で4億円ということで15億円程度でございます。

小越委員 15億円は21も22も変わらないと思います。しかし変わったのは、22年度独立行政法人になったので、この15億円を病院の損益計算書、つまり今までは収益として受けられなかったのを収益として受けたという理解でいいですか。

吉原医務課長 利子分につきましては、これまでの損益計算書上に計上しておりましたので、元金分11億円、ここが会計が変わったことによるものでございます。

石井委員長 小越委員に再度申し上げます。

小越委員 わかりました。もう終わりにします。
それで、この主要成果説明書7ページ、県立中央病院の経営内容の分析または経営健全化とあるんですけども、先ほどの説明でいきますと11億円は収益として受けた。今まで収益が11億円なかったのを今度収益として受けたわけですから、それだけ何もせずにお金がふえてしまったわけです。なので、このところは私が思うには、柔軟な業務経営を行いながら効率化に臨んだとありますけれども、それは会計基準が変わっただけであって、大きなところはこの11億円を収益に入れただけであって、この記述は少し外れるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

吉原医務課長 あくまでもその扱いは会計の取り扱いが変わったということ、いわゆる決算をどう打つかということでありまして、その11億に匹敵するものについては、これまでも県から繰り入れをされていますので、そのところは変わらないというふうに御理解をいただきたいと思います。今回、やはり医業収益が15億円、21年度と比べまして収益増になっておりますので、独法にしたことによって柔軟な経営、そして、自主的な取り組みが行われた結果が今回の決算にはあらわれているということで、理解をお願いしたいと思います。

小越委員 それで、もう次の総括審査に回しますけれども、この記述は不適切に近いかと思っております。この15億円の収益を上げたといいますけれども、例えば基準ベッド、許可ベッドを20床も減らしているわけですよね、議会にもかけずに。そして、地域の医療機関との連携のことも含めると、私はこの独法によってマイナスの面もあったんじゃないかなということ指摘しておきたいと思います。

吉原医務課長 1点ですね、基準ベッド数を20床、これはいわゆる通院加療型のベッドに20床移行したということでベッド数を減らしましたが、議会にかけないでというお話がありましたが、これは独法でございますので、議会にかける必要はないということですので御理解いただきたいと思います。

質疑 警察本部関係

(収入未済額について)

山田委員 一貫して収入未済額のところを質問させていただいておりますので、よろしくお願ひします。警の2でございますが、幸い警察本部は収入未済額が非常に少ないわけでありまして、81万4,000円ということで、この内容と、また、少ない理由を聞くのも変ですけども、回収の手だて、どのような方法でしているのかをお聞かせいただきたいと思います。

藤原会計課長 収入未済額81万円余でありますけれども、これは3件ございます。1つが信号機の事故弁済金45万円余、2つ目が放置違反金15万円余、3つ目が小井川警察官駐在所の放火事件損害賠償金の20万円となっております。それぞれにつきましては各担当のほうから説明します。

川崎交通規制課長 ただいま信号機事故弁済金の収入未済につきまして、会計課長の説明がありましたが、信号機事故賠償金の収入未済につきましては、交通規制課にかかわる事案でございますので、交通規制課のほうからお答えさせていただきます。この事案につきましては、平成15年5月3日に甲斐市西八幡地内において発生しました交通事故で、交通信号柱が破損いたしました。これを県費で修繕し、その修繕料を事故当事者の父親に求めているものでございます。これまで8年間にわたりまして自宅

訪問、また電話による督促等を行いまして催促をしているわけですが、納人であります事故当事者の父親につきましても資力が乏しいことから、分割あるいは不定期な納入ということで収入未済が生じているものでございます。以上です。

渡辺交通指導課長 放置違反金の件について、所管しております交通指導課のほうから御説明をさせていただきます。平成18年6月に道交法が改正になりまして、放置違反金制度が制定されました。前と大きく違う点は、それまでは違反者だけを取り締まっていたのですが、改正後は、車の使用者まで放置違反金の請求ができることに制度が変わりました。その違反金納付制度が新設されて、その違反金のことを放置違反金と申します。ちなみに22年度、625万2,800円ほど徴収がございまして、収入分が609万4,900円、未収が15万7,900円ということで、それが年度繰り越しになっております。

(信号柱及び標識柱の建てかえについて)

白壁委員 たしか3年ぐらい前の、継続でもなければ、繰越明許でもないということだと思わうんですけど、信号機が倒れて、予算的に厳しいから、毎年1億円ずつぐらいで3年間でいくよということ、たしかことしで終わりだったような気がするんですが、予算的に3億円何がし2,000万ありましたかね。毎年1億円ずつぐらいだと思っていたんですが、結果的にすべて終わったという解釈でよろしいのでしょうか。

川崎交通規制課長 3カ年で信号機の危険柱239本、これは危険なレベルが高いもの、これについてはすべて建てかえを終わっております。

白壁委員 たしか信号機だけじゃなくて標識等もやったんじゃないか、違いますか。

川崎交通規制課長 標識もやっております。

白壁委員 標識は何個ぐらいやったんですか。

川崎交通規制課長 3年間で大型標識の柱、これについて329本を建てかえをしております。

白壁委員 決算に対して過去のことを言ってもだめで、先へ行ってもだめなので、ことしは何本だったんですか。ことしというか、この決算期間では。

調べればすぐわかることでしょうけど、私がお伺いしたいのは、この予算3億円何がしですべて終わったかどうか。これで台風が来ても倒れないような状況になって、例えば超音波を当てて鉄骨の肉厚をはかってみたから、これで何とかなったのかどうかということをお伺いしたいということです。

川崎交通規制課長 この当時調査を行いまして、腐食・老朽化等によって危険のレベルの高いもの、これを抽出いたしましてこの3年間で、先ほど申し上げましたとおり、信号柱及び標識柱につきまして建てかえを行いました。しかしながら、今後も耐用年数に達していくものがある危険性のあるものが確認できれば、それについては計画的に順次更新をしていきたいと考えております。

白壁委員 鉄柱というやつは上から塗装をかけてあっても、下で電蝕を起こしているんです。例えば近くに発電所があったりすると、そこで電蝕を起こすんです。電蝕を起こすとそこからさびっていったり、そこだけ集中的な欠損を起こすところなんです。ですから、本来検査をしてきっちりやらなくてはならない部分ですけど、これはどこ

か検査機関に委託してすべてを終わらせたという考え方でよろしいんですか。

川崎交通規制課長 業者に委託をいたしまして、確認をして危険レベルを判定し、危険性の高いものについて補修を行いました。

白壁委員 それで、もうこれで大丈夫だというところとらえ方でいいわけですね。もしくは、まだそれでも倒れる可能性があるところを優先的に、お金がないから、予算がないからなんていうことを言ってないですか。

川崎交通規制課長 当面危険性の強いものについては、すべてこの3年間で建てかえを行ったところでもあります。しかしながら、今後、年月が進みますとそれぞれ耐用年数にかかってくるものもございますので、今後も計画的に建てかえ等の更新を行っていきたいと考えております。

白壁委員 特に信号柱なんかは、信号機の電気なんかと一緒に保守管理しているじゃないですか。業者にちゃんとお願いをして、だめなところは予算云々と言ってられないですから。また台風で倒れるわけにいきませんから、ぜひその辺は早急の対応をお願いしたいと思います。

(自殺対策の推進について)

またいつものことで自殺対応ということですが、所在地で、発見地ベースで山梨県がまたワーストワンを継続中です。たしか緊急雇用経済対策の中で2人の組で3人、私も夕方あそこを青木ヶ原の休憩所のところを通りますと、自動車や2人の方々が夕方番をしてくれているというか、見守っていただいています。

石井委員長 白壁委員に申し上げます。何の資料の何ページであるか、具体的に費用名等を明確にしてください。

白壁委員 80ページ、成果説明書80ページで自殺対策ということでもあります。何か聞くところによると、これも緊急雇用の関係が来年はないという話で、これは来年のことを言っていますが、現状としてはすばらしく成果が上がっているというふうに地元でも評価しておりますし、私も評価しております。ついては、この1年間でどの程度の方々にお声をかけられたか、状況をお示ししたいしたいと思います。

宮下生活安全部参事官 まず平成22年度、富士吉田警察署への地域安全支援要員は、青色パトロール3台、それから、人員6名配置してございます。そして、富士吉田署管内というのは、御承知のとおり、自殺企図者を発見しあるいは保護したという事案が多数ございます。平成22年中は警察官あるいは地域安全パトロール支援要員によりまずパトロールの活動中における発見、あるいは、地域住民、さらには本人からの連絡、また、こうした通報に基づく捜索などによりまして、自殺企図者を206名保護しております。これは平成21年に比べましてマイナス22名でございます。このうち青木ヶ原樹海における保護は193人、これ21年度と比べますとマイナス2人となっております。

青木ヶ原樹海を管轄いたします富士吉田署におきましては、当然、警察官もパトロールを行います。緊急雇用創出事業の1つとして委託されております地域安全パトロール支援要員が、青木ヶ原樹海周辺におきます自殺企図者の発見保護活動に当たっております。

石井委員長 執行部に申し上げます。答弁は簡潔にお願いします。

宮下生活安全部参事官 はい。わかりました。平成22年中は193人中の保護のうち、支援要員が50人を保護しておりますという効果がございました。以上でございます。

白壁委員 結果的には45人が5人減ったということで、この効果が最大限発揮されたということもあるでしょう。もう1点、この中の予算の中に入るのは、移動交番を週に1回設置するようなお話がありましたよね。あれも大分効果が上がったと思うんですけど、それは何曜日の何時から、どのくらいの時間でしたか。

宮下生活安全部参事官 移動交番につきましては、8月を保護対策の月間にいたしまして、1カ月間、移動交番を出したりしてやっております。時間帯につきましては、木曜日が一番自殺企図者が多いということで、木曜日の午後出しております。

白壁委員 その場合には、この緊急雇用の方々とはバッティングしないのでしょうか。

宮下生活安全部参事官 木曜日にも支援要員は出ております。支援要員は今ですと午後1時からという勤務時間も設けてありますので、一緒になることもございます。

白壁委員 極めて評価が高いということをおっしゃっていただいたんですが、私が考えるのはこの緊急雇用の方々というのは、自殺対策のためだけにしか雇われている人ではないんですね。さまざまな交通対策だとかいろんなもののある一部分を、自殺対策でパトロールするわけです。できればこういう自殺対策のための動員というか、声かけ、いろんなことやっていますが、こういう要員の方々を多くすることによって、45人が40人とせず、45人が10人になったり、全国ワーストナンバーワンが上から10番目に下がってきたり、こういうことも考えられと思うんです。お金のこともあるんですけど、山梨県のイメージためにもぜひその辺を考えていただきたいと思います。

(スクールサポーターについて)

次に、スクールサポーターなんですけど、これも大分評価が高いことでありまして、我々の住む富士吉田小なんかにもいるわけなんですけど……。

石井委員長 白壁委員に申し上げます。

白壁委員 次に、スクールサポーターは、申しわけございません。やめましょうか。

石井委員長 いやいや、そうじゃないです。どうぞ続けてください。

白壁委員 スクールサポーターは66ページ。ここに6から8にふやしたということが書いてあるんですけど、たしか警察署は10ぐらいあったような気がするんですが、南部署だとか上野原署の対応はどうなっているのか。

岡田少年課長 お答えします。平成22年が8名ということですが、23年度からは2名が増員され、北杜警察署と鯉沢警察署に1名ずつ配置し、現在、県下12警察署中、10警察署へ各1名を配置して10名体制であります。

白壁委員 ということで、ぱっと見たときにうちのほうの南区というか、南部地区の中で上

野原がないな、南部署がないと思ったんだけど、その2つもしくは4つのところ、ないところをことしふやすということですけど、今言われたところで言うと2つまだ足りないんですが、こういうところはスクールサポーターは必要ないということなんですか。

岡田少年課長 お答えします。南区の警察署は御指摘のとおり南部警察署と上野原警察署が未配置でございます。そのスクールサポーターの配置につきましては、12警察署のうち犯罪や交通事故等の発生状況、少年補導数、小中学校等の数から警察署の規模を考えて配置をしております。したがって、毎年2名ずつ増員分として配置していただけるよう増員要求に向けて準備しているところでございます。以上です。

白壁委員 警察署内の大がかりなものは順番もあるでしょうけど、こういう必要なもの、必要ないということなんですか。必要なものは、予算要求しながら一斉にやるべきだと思うんですね。ちょっとよく聞こえなかったんですが、その2つは必要ないということですか。一斉にやるべきだと思いますけど、少ないから後回しということですか。

岡田少年課長 お答えします。スクールサポーターは、平成19年から少年保護防止や子どもの安全を守るということで、取り締まりを強化するために増員してきたものであります。先ほど申し上げましたように、管内の情勢、それから、警察規模ということで毎年2名ずつ警察OBから配置しております。スクールサポーターは、非行防止や犯罪被害防止教室、事件不審者情報の関係者との共有、警察署と連携した早期対応等の活動に高い評価を得ております。

白壁委員 今さら言うまでもないですけど、スクールサポーターの方は警察のOBの方で、捜査経験とか犯罪抑止の経験は十分お持ちの方、そして、地域に精通している方、学校ともつながりがあったり、警察署ともつながりのある方、こういう方々が地域の警察署にスクールサポーターとして入って、地域の安全・安心を守るということで極めて重要なことです。ですから、先々のことを言っちゃだめなんですけど、本来からいけば一気にやっていただきたかった。規模的なものももちろんあるかもしれませんが。警察署の施設整備と違いますけど、ぜひその辺も加味していただきたいと思います。以上です。

(交通安全対策費について)

望月(勝)委員 警察の4について聞きたい。交通安全対策費の先ほどの地震とか、そういう老朽化の立てかえ、交換の問題出たんですが、この費用の中で交差点の交通信号機の蛍光灯は、本来、省エネの関係でLEDを使うとか。それから、停電時の太陽光を使ってすぐ切りかえできるとか。ことしは特に、停電で交差点の信号がとまったということで、そういう渋滞を防ぐ、また、交通事故を防ぐということで、警察の皆さん方が各地域で非常に御苦労されている。この予算の中で県下でLEDに切りかえた実績、それから、太陽光になった実績を教えてくださいと思います。

川崎交通規制課長 県下の信号機は1,771カ所ございます。そのうちLEDの信号機につきましては、平成11年度から整備をしております。現在、560カ所の交差点に整備をしております。太陽光による信号機については、まだ導入されておられません。

望月(勝)委員 今、560ってというのは22年度まで実施した通年のことではあるんですけど、22年度だけでこんなにはあるわけではないと思うんですけど、22年度でどのくら

いやっているんですか。

川崎交通規制課長 失礼いたしました。22年度につきましては、101交差点について実施しております。11年度から通年で22年度末までに、560交差点ということでございます。

望月(勝)委員 LEDのことはわかりましたが、発電を太陽光に切りかえて停電時の交通安全や渋滞の発生を防ぐということで、この前、たしか22年度あたりでもちょっとやりたいという話が出たんですが、全然実績がない状況ですか。その辺の22年度の状況を教えていただけませんか。

川崎交通規制課長 信号機については、まだ太陽光のものは導入しておりませんが、一部、標識につきましては、太陽光の電力によりまして、標識が光るような形で見やすい標識にしております。

望月(勝)委員 標識等もありますけど、非常に大事なものは停電時の交差点の信号機。特にことはそういう状況が起きて、警察の皆さんに御苦労いただいたんですけど、これらの太陽光への切りかえについてもいち早くお願いしておきます。

(駐在所の機能について)

齋藤委員 ちょっと小さなことですが、駐在所の機能のことでお聞きしたいと思います。警の3の関係かもしれませんが、駐在所それぞれございますが、1人のところが多いわけですね。派遣しておる駐在所、あるいは2人のところもあります。しかしその駐在所が巡回中だと、プレートに「巡回中ですからどこどこへ電話かけてください」ということが書いてあります。そこに電話をかけると、管内の警察署につながります。その地域のことで、例えば道を聞きたいとか、何か尋ねたいとかいうことがあったときに、本来ならば警戒中の署員に直接つながるようになっていると便利なんです。ところが、その電話は例えば山梨であれば日下部署とか、八田であれば南アルプス警察署とかにつながるようになっておりますが、直接、警戒中の駐在所員につながるような機能は持っていないんですか。

奥脇地域課長 駐在所の不在時の連絡方法につきましては、駐在所の電話で本署のほうへ連絡していただければ、無線等を持っておりますので直ちに対応できることになっております。しかしながら、現在、直接、駐在所員に連絡する方法というものは、駐在所の電話からはシステムはございません。

石井委員長 委員に申し上げます。決算の審査にかかわらない事項については、質疑を……。

齋藤委員 いや、警察の機能ですから。
駐在所ですから、地域のことが一番わかるんですから、本来ならば警戒中の巡回中の駐在所員に直接つながるような、そういう機能を備えるような形をとってもらいたい。そのほうが、そこへ尋ねた人はすぐ用件がそこで満たされるということになりますので、その辺の考え方をちょっとお願いします。

奥脇地域課長 確かに、駐在所が管内の状況を一番詳しいというのはそのとおりでございます。しかし、署の地域課のほうも管内の実態の状況を把握しておりますので、直ちに対応もできる状況に現在はあるとは思いますが、システムの関係でございますので、また検討をしたいと思っております。

以 上

決算特別委員長 石井 脩徳